# ①公営企業会計

# ~一般会計繰入金~

講師 鈴木 利勝

(総務省地方公営企業等経営アドバイザー)

### <u>目 次</u>

- □ 一般会計繰入金
  - 公営企業の基本原則
  - 公営企業の財源
  - 総務省「繰出し基準」
- □ 水道事業の一般会計繰入金
  - 上水道事業 繰出基準
- □ 下水道事業の一般会計繰入金
  - 基準内•基準外繰入金
  - 下水道事業 繰出基準
  - 高資本費対策に要する経費の算定
  - 分流式下水道等に要する経費の算定
  - 決算統計(40表・32表)からみる繰入金

### > 公営企業の基本原則

### 適正な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則

公営企業の経営は一般会計との間の適正な経費負担区分を前提として(一般会計等において負担すべき費用を除いた部分について)「独立採算制」のもと事業を行わなければならない。

### 独立採算制の原則 (地方公営企業法第17条の2第2項)

地方公営企業の特別会計においては、<u>その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き</u>、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

### 経費負担区分(地方公営企業法第17条の2第1項)

- 1)一般行政経費
- 2) 不採算経費

- 1 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 2 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

### > 公営企業の財源

令和元年度の公営企業年鑑を見ると、他会計からの繰入金は以下のように推移している。

✓ 事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで病院事業、水道事業となっている。

2,000,000 —				_	
1,500,000					
1,000,000					
500,000 —					
0 —					
	H27	H28	H29	H30	R1
——水道	-	工業用水道。	<b>─</b> ─交通	━=電気	₹
ガス	-	病院	━−下水道	<b>→</b> その	D他

										(単位	7:百万円、%)
_	/	/	ź	手 度	H27	H28	H29	H30	R1	対 前 年	度 比 較
項	目		_					(A)	(B)	(B) - (A) (C)	(C) / (A)
				134	(204, 465)	(204, 334)	(198, 820)	(190, 979)	(187, 876)	(△3, 103)	(△1.6)
水				道	203, 568	203, 960	198, 734	190, 811	187, 730	△3, 081	△1.6
_	ми	m		134	(16, 266)	(14, 916)	(12, 200)	(9, 932)	(10, 136)	(204)	(2.1)
工	業	用	水	道	16, 266	14, 911	12, 200	9, 932	10, 133	201	2.0
					(115, 324)	(112, 387)	(109, 183)	(83, 258)	(78, 125)	(△5, 133)	(△6.2)
交				通	113, 890	112, 382	97, 717	83, 258	78, 125	△5, 133	△6. 2
					(1, 628)	(467)	(118)	(846)	(180)	(△666)	(△78.7)
電	電気	1,628	467	118	846	180	△666	△78. 7			
					(1, 614)	(1, 231)	(1,086)	(349)	(305)	(△44)	(△12.6)
ガ				ス	1,614	1, 231	1,086	349	305	$\triangle 44$	△12. 6
					(695, 922)	(679, 090)	(690, 666)	(705, 685)	(696, 576)	(△9, 109)	(△1.3)
病				院	680, 589	669, 800	684, 967	700, 287	690, 639	△9, 648	△1.4
					(1, 794, 747)	(1, 751, 403)	(1, 740, 822)	(1, 727, 260)	(1, 697, 740)	(△29, 520)	(△1.7)
下		水		道	1, 794, 484	1,751,380	1, 740, 703	1, 727, 098	1, 696, 805	△30, 293	△1.8
					(258, 405)	(193, 177)	(184, 866)	(186, 791)	(176, 234)	(△10, 557)	(△5.7)
そ		0)		他	258, 312	192, 778	184, 794	186, 766	176, 234	△10, 532	△5. 6
					(3, 088, 370)	(2, 957, 005)	(2, 937, 761)	(2, 905, 101)	(2, 847, 171)	(△57, 930)	(△2.0)
合				計	3, 070, 351	2, 944, 963	2, 920, 319	2, 899, 347	2, 840, 150	△59, 197	△2.0

(注) ( )書は、特別利益の他会計繰入金を含めた金額である。

### > 総務省「繰出し基準」

総財公第27号令和3年4月1日

各都道府県知事

総務副大臣 熊田 裕通 (公印省略)

令和3年度の地方公営企業繰出金について (通知)

標記の件につきまして、別紙のとおり定めましたので、通知します。

経費の負担区分に基づき一般会計が負担することとされている経費については、一般会計の必要経費として地方財政計画に計上されることとなる。この計上すべき額の算出の基本的な考え方を定めているのが「地方公営企業繰出金について(昭和49年2月22日付け自治企一第27号自治省財政局長通知)」である。平成4年度に全事業について内容が見直され、同年度以降は毎年度通知が出されている。

#### (別紙)

#### 令和3年度の地方公営企業繰出金について

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行った ときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知 願います。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いします。

### > 上水道事業 繰出基準

- 1. 消火栓等に要する経費
- 2. 公共施設における無償給水に要する経費
- 3. 上水道の出資に要する経費
- 4. 上水道の水源開発に要する経費
- 5. 上水道の広域化対策に要する経費
- 6. 上水道の高料金対策に要する経費
- 7. 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設 改良に要する経費
- 8. 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良 に要する経費

※今後の繰出のあり方

### 出資

繰り入れられた資金は 事業経営の中で毀損せず に維持することが前提

#### 補助

対象経費に充当することが 前提

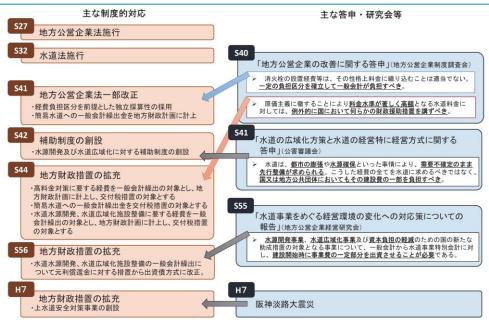
繰出金を充てて整備した施設の減価償却費について

当該出資相当分の 減価償却費を料金で回収 当該補助相当分の 減価償却費については、 料金で回収する必要がない

これらを踏まえると、経営条件の厳しい団体については、資本費や料金水準が相対的に高く、更新投資を進めることにより、料金で回収すべき資本費の増加への対応が困難となることなどが懸念されることから、従来の出資ではなく、料金の引上げを抑制する効果のある補助による繰出とすることも考えられる。

#### ※これまでの繰出にかかわる経緯

これまで上水道事業における建設改良費については、独立採算の原則に基づき、水道事業債による対応を基本としつつ、事業施設を建設する当初や施設の拡張に際しては巨額の費用を要することから、独立採算の原則の下で資本を増強し、経営基盤を強化するため、一般会計からの出資による繰出を行う制度を設けてきた。



出典:総務省自治財政局「「水道財政のあり方に関する研究会」報告書」(平成30年12月)

### ※前年度繰出基準と大きく変わった点

※統合水道事業・・・

簡易水道事業を統合した上水道事業

- 8. 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費
- (2)繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

R3で新しく追加

ア 前年度末時点で経営戦略を策定した統合水道(平成19年度以降に事業統合したものに限る。以下イにおいて同じ。)の うち、前々年度における統合水道に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上又は有収水量1㎡当たりの資本費が83円以上若しくは有収水量1㎡当たりの給水原価が168円以上のものが地方単独事業として実施する旧簡易水道施設の建設改良のために発行された企業債(令和3年度に同意又は許可を得たもの(発行について地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものを含む。以下同じ。)に限る。)

に係る元利償還金の2分の1

なお、旧簡易水道施設とは、簡易水道施設であった水道施設(平成19年4月1日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更(他の簡易水道事業を譲り受けることに伴い、簡易水道事業以外の水道事業となったものに限る。)により簡易水道施設でなくなったものに限る。)であること。

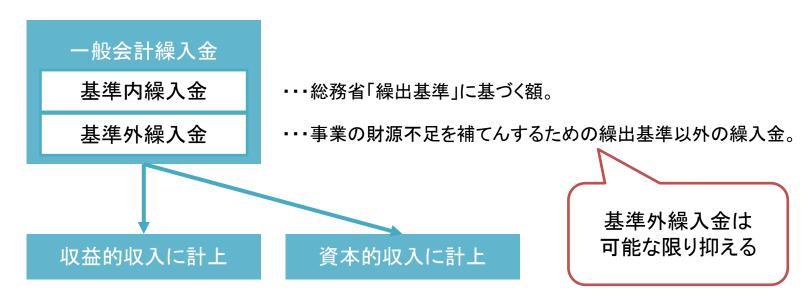
イ (略)



#### ※なぜ統合水道の繰出基準に新しく文言が追加されたのか・・・

- 簡易水道事業統合の沿革
  - 簡易水道事業は、給水人口が小規模で、経営基盤が脆弱な事業が多いが、今後も(略)持続的な運営を確保するため、 平成19年度から平成28年度まで(一定の条件を満たす団体は令和元年度まで)、事業統合が推進されてきた。
    - R1年度で事業統合推進の区切りを迎えている
- 簡易水道事業を統合した上水道事業の現状
  - 資本費など経営状況を表す指標等は厳しい状況にあり、有収水量あたりの管路延長が長く、更新も進んでいない傾向。
  - 統合上水道事業の経営状況について、<u>資本費や給水原価の水準が高くなるほど、料金回収率は低くなる傾向</u>にある。また、(略)統合後の上水道事業に占める<u>旧簡易水道区域の給水人口割合が高いほど、経営指標は厳しい傾向</u>にある。
    - 対象要件・・・旧簡水区域給水人口10%以上 + 資本費単価・給水原価が全国平均以上
- 旧簡易水道事業に対する取組方策の検討
  - 統合上水道事業の現状は、(略)経営の実態が統合前から大きく変わらない事業や、地理的な条件等によって資本費や 給水原価が高水準となっている事業があり、統合後においても、未だ経営が厳しく、経営基盤の強化に至っていない。
  - これらのことを踏まえ、適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる統合上水道事業について、旧簡易水道施設の必要な更新投資を可能とし、持続的な経営を確保するため、新たな財政措置を講じる必要がある。
- 現在の厳しい経営状況を踏まえて、必要な更新投資財源と持続可能な経営確保のための繰出基準と考えられる。

### > 基準内·基準外繰入金



### > 下水道事業 繰出基準

- 1. 雨水処理に要する経費
- 2. 分流式下水道等に要する経費
- 3. 流域下水道の建設に要する経費
- 4. 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- 5. 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- 6. 不明水の処理に要する経費
- 7. 高度処理に要する経費
- 8. 高資本費対策に要する経費
- 9. 広域化・共同化の推進に要する経費
- 10. 地方公営企業法の適用に要する経費
- 11. 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
- 12. 個別排水処理施設整備事業に要する経費
- 13. 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費
- 14. その他

### ※前年度繰出基準と大きく変わった点

- 8. 高資本費対策に要する経費
  - (2) 繰出しの基準
  - ア 繰出しの対象となる下水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

R3で新しく追加

ただし、平成22年国勢調査において人口3万人以上の市町村(構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。)が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあっては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

(以下略)

公営企業会計の適用は、 下水道事業の今後の持続的な経営に向けて<mark>必要不可欠な経営努力</mark>

### > 高資本費対策に要する経費の算定

前々年度の決算統計から算定 → 高資本費を求める

		_
-	-	
1	# 1	

- •年間有収水量
- 処理区域内人口密度

#### 26表

•使用料収入

#### 52表

- ·元利償還金 財政措置対象分
- ・元利汚水分 弾力運用分等 平準化債収入 特別措置収入分 借換債収入分(元金のみ) 臨時債等分



財政措置対象分 △平準化債収入分 汚水公費負担率を乗じる

人口密度	負担率
25未満	0.6
25以上50未満	0.5
50以上75未満	0.4
75以上100未満	0.3
100以上	0.2

#### 算定対象資本費

(元利汚水分一(弾力運用分他))-汚水公費負担分

#### 算定対象資本費単価

上記算定対象資本費:年間有収水量

対表の対象のでは、また、また、また。 おり はんしょう はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ	
(適用していない企業)	

#### 高資本費繰入限度額

算定対象資本費単価の額に 応じて表の比率を乗じる。 ※使用料単価が210円未満の場合、 (使用料収入÷有収水量)÷210

(,2,110 to 0.0 22)()					
算定対象資本費	乗率				
50以上75未満	0.8				
75以上150未満 (75以上300未満)	0.85				
150以上(300以上)	0.95				

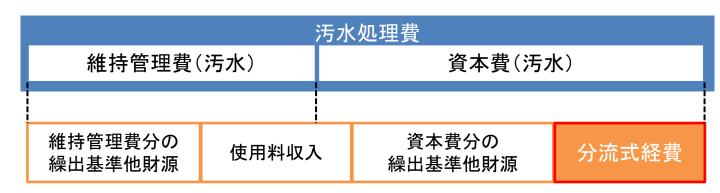
(有収水量×算定対象資本費の表の算定結果×210円未満乗率) ⇒高資本費の限度額

### > 分流式下水道等に要する経費の算定

#### (2)繰出しの基準

(例)

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。



#### ■ 財務省の動向・・・

分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担など、原則とは異なる繰出しが繰出基準において認められている。使用料が低いにも関わらず経費回収率が高くなっており、公費の負担の必要性は低いことから、<u>繰出基準の見直しを行うべき</u>。(H30.4.25の財政制度等審議会) 1

### > 決算統計(40表)からみる繰入金

一般会計繰入金の基準内·基準外繰入額、また実際の繰入額について、 決算統計40表で確認することができる。

- 1. 雨水処理に要する経費
- 2. 分流式下水道等に要する経費
- 3. 流域下水道の建設に要する経費
- 4. 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- 5. 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- 6. 不明水の処理に要する経費
- 7. 高度処理に要する経費
- 8. 高資本費対策に要する経費
- 9. 広域化・共同化の推進に要する経費
- 10. 地方公営企業法の適用に要する経費
- 11. 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
- 12. 個別排水処理施設整備事業に要する経費
- 13. 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費
- 14. その他

実繰入額の有無にかかわらず基準額が算定される場合記入される

和1年度決算



40 繰入金に関する調

### > 決算統計(32表)からみる繰入金

- 分流式等で算定する際の「汚水処理費」は、決算統計32表で確認すること ができる。
- 32表では、費用全体を<u>維持管理費と資本費</u>に分け、その内訳として、汚水処理費・雨水処理費・水質規制費…といった公費負担分(「繰出基準」による金額)と区分して記載されている。



資本費 =減価償却費+支払利息

=减価償却賀+文払利 +企業債取扱諸費

> 次回研修 「1-6.指標分析」

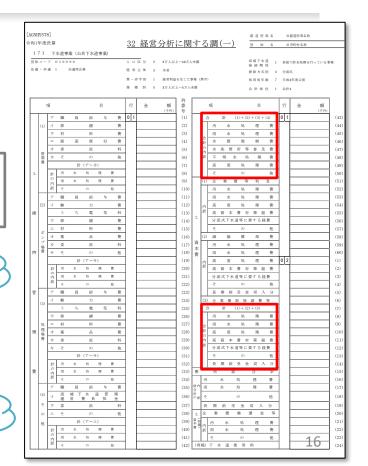
### 汚水処理費

#### 汚水処理費は

- ◎ 経営指標 ⇒汚水処理原価、経費回収率 の算定
- ◎ 料金改定 ⇒減価算定時に汚水処理費を用いる など

他の様々な実務に影響のある重要な金額

研修 「2-2.料金改定」



#### ■ 32表を拡大すると・・・

### <維持管理費>





- ▶ 雨水処理費
- > 水質規制費
- > 水洗便所等普及費
- > 不明水処理費
- ▶ 高度処理費
- ▶ その他

(=管渠費等+その他営業・ 営業外費用) から差し引くと・・・

### 汚水処理費

維持管理費合計

### 資本費合計

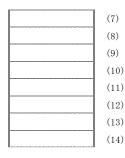
(=減価償却費+支払利息+ 企業債取扱諸費) から差し引くと・・・



汚水処理費

### く資本費>





#### 繰出基準に基づく額

- ▶ 雨水処理費
- ▶ 高度処理費
- ▶ 高資本費対策経費
- ▶ 分流式下水道等に要する経費
- ▶ その他